

明るく住みよい社会づくりに貢献できる豊かな人間を育てるために
差別を同和問題だけに限らず、広く人権問題として考えます。

現代社会と人権

—同和問題を考える—



16ミリ版 20分
価格 120,000円
(C # 6386)
ビデオ版30,000円

◆幕府は支配体制を支えるために士農工商といわれる身分制度をつくった。



東映株式会社 教育映像営業部

〒104 東京都中央区京橋2-4-12

☎ 03-272-5191

FAX.03-273-7949

製作意図

同和問題は、ある地域や家に生まれたというだけで差別される、基本的人権にかかわる重大な社会問題である。これまで国の色々な施策で同和地区に対する差別はかなり解消されたが、地区の人々に対する心理的差別は結婚問題などをきっかけに現われてくることが多い。本作品はこうした問題を中学生に正しく理解してもらうために、基本的人権を学習する際の教材として製作した。同和問題に限らず、社会に発生している様々な差別にも目を広く開いて、明るく住みよい社会づくりに貢献できる感性豊かな人間を育成していただきたい。

対象と用途

■中学校 社会科 公民的分野「民主主義と現代の社会生活」、及び歴史的分野

■小学校 社会科 第6学年

映画の内容

1. 同和問題とは何か

日本国憲法（第14条）によって、すべての国民は法のもと平等で差別されないと保障をされてはいるが、差別は現実に色々な形で存在する。そこである地域・ある家に生まれたという理由だけで差別をするのはやめようという運動が社会的に展開されている。

2. 差別のおこり

差別のおこりは江戸時代にさかのぼる。

江戸幕府は支配体制を維持して行くために士農工商という身分制度を固定化したが、この身分制度に含まれない人もいた。これ等の人々は大部分が土地を持っておらず、長い間低い身分におかれ、これ等の人々だけの部落をつくりられて、政策的にしめつけられていた。その上、幕府は周囲の人々に、これ等の人を差別する意識を植えつけた。

3. 差別解消のあゆみ

明治時代、いわゆる身分解放令が出され、士農工商の身分制度がなくなり四民平等とはなったが、差別は依然解消しなかった。

大正時代になっても部落の人々に対する差別は続いた。

こうした状態を打開しようとして、大正11年（1922）全国水平社が結成された。これとあいまって、半官半民の融和運動が全国的な連合体として組織されたが、この運動も第二次世界大戦によって中断してしまった。

昭和21年（1946）、日本国憲法が制定され、同和問題を解消する運動が再開された。

国は昭和35年「同和対策審議会設置法」を制定、昭和40年に審議会の答申を受け、昭和44年「同和事業特別措置法」を制定した。この法により、国は地方自治体と連携して、差別に苦しんでいた地区の人々の生活や環境などを改善していくことになった。

この結果、地区の生活環境は著しく改善され、更に教育水準も向上してきた。しかし、周囲には「この地区の人とは結婚させたくないと考えている人が25%以上もいるように、人々の心の中には、まだ差別意識が残っているのが現況である。そこで国では、昭和57年「地域改善対策特別措置法」を制定し、今なお残る差別問題を解決するための努力を続けている。

4. 差別のない社会へ

差別問題は、このほかにも沢山見られる。例えば人種差別・男女の性別による差別・学歴による差別・障害などの身体面による差別等々である。最近大きな社会問題になっている「いじめ」も差別であると言う人もいる。このように差別問題は大人たちだけではなく、子どもたちの周囲にも沢山見られる。

こうした色々な差別問題の解消をいかにすることか、私たちは真剣に考え実践することが大切である。そのためにはまず、他人の痛みが分かり弱い立場の人たちを思いやる心や他人に迷惑をかけない言葉づかいや行動をとることが各自にしっかり身についていなければならない。

人間には、どこで生まれようと、どこで暮していこうと、幸せに生きていく権利がある。これが基本的人権である。これを、お互が侵害しないことが、眞の民主主義建設につながるのである。

教材の視点

同和問題を正しく理解するには授業のねらいを明確にし教材を有効に利用する必要がある。この映像教材は以下のような視点で製作しているので、事前によく視聴して活用していただきたい。

1. 同和問題を中心置いているが、差別を同和問題だけに限定せず、外国の事実をもとり入れ、広く人権問題を考えるように構成している。
2. 同和問題は重大問題であり、噂話などによっても結果的に人を差別することにつながることを考えさせたい。結婚問題の重要性はまだ理解しがたいかも知れないが、大切な問題であることはよく分かると思う。同和問題を身近なものとして考えさせたい。
3. 同和問題を正しく理解するには歴史的に形成されたことを十分理解させることが科学的認識につながる。そこで事実やそれがなぜ行なわれたかを今の生活とくらべながら、歴史的事実として認識させたい。また、歴史的過程を大筋で追い、人間の営みの変遷を考える中で、いかに同和問題が不合理かを理解させたい。
4. 明治以降、人々は解放されたはずなのに、なぜ実際は解消されなかつたかを、民主主義を深く追求する中でとらえさせたい。それは戦後になって初めて同和問題の解消が国民的課題としてとらえられたのであって、戦前とは質を異にする面があることに目を向けたい。また、国民的課題としてとらえられてからの実態的差別解消のピッチと、心理的差別感情解消のピッチの差は何なのかにも視点をあてたい。
5. 多くの人が、今、懸命に同和問題ととりくんでいる。それを学校教育でも行なうわけは何か。身近なところに差別はないかといったことを考え合うことが、よりも直さず、人間としての生き方を学ぶことになる。そこで、自分自身の幸せを願うなら、人の幸せを阻害してはならないことを十分認識させ、自分自身の問題としてとらえさせたい。

企画……静岡県・静岡県教育委員会

製作……東映株式会社教育映画部

プロデューサー……山上晃撮影……原田英昭

脚本監督……大西竹二郎照明……小柳剛

関東営業所	東京都中央区京橋2-4-12	TEL 03-272-5191
新潟出張所	新潟市東堀前通り六番町	TEL 0252-22-3091
関西営業所	大阪市北区曾根崎新地1-13-22	TEL 06-345-9026
広島出張所	広島市中区八丁堀16-10	TEL 082-221-0505
高松出張所	高松市丸ノ内11-14	TEL 0878-51-3766
中部営業所	名古屋市中区錦3-24-3	TEL 052-971-0923
九州営業所	福岡市博多区博多駅中央街5-12	TEL 092-473-8541
東北営業所	仙台市一番町4-2-10	TEL 0222-22-7613
北海道営業所	札幌市中央区南一条西7-4	TEL 011-231-1439